

# いじめ防止対策に関する基本的な方針

福島市立清明小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

## 2 基本的な方針

- (1) いじめ問題の基本認識について、共通理解を図る。
  - いじめは、人間として決して許されないことである。
  - いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こりうることである。
  - いじめ根絶に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。
- (2) いじめられている子どもの立場に立って、親身に指導する。
- (3) いじめている児童に対して毅然とした指導をする。
- (4) 教職員の言動が、子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識して指導にあたる。
- (5) 小さなサインを見逃さず、子どもたちの声に耳を傾け、真剣に受けとめる姿勢をもつ。
- (6) 担任一人で抱え込むことなく、学校として児童生徒の情報を共有し、全校体制で対応する。
- (7) 学校としての基本認識や方針を広く公表し、学校の姿勢を明確にする。
- (8) 学校だけで対応するのではなく、家庭・地域・関係機関と連携し、すべての関係者とともに一丸となっていじめ根絶に取り組む。

## 3 予防策

○心の居場所としての学級経営  
郷土への誇りと自信、将来の「夢」と「志」をもち、互いを尊重し認め合う子ども

- (1) 一人一人の居場所のある温かな学級経営の推進
  - 教師と子ども、子ども同士の信頼関係の構築
  - 子ども一人一人の個性・よさを伸ばす取り組み
- (2) 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進
  - 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験等
  - 異年齢集団、ふくしま支援学校、幼稚園、地域の方との交流体験
- (3) 生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の展開
  - 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
  - 心の授業の実施
- (4) 個に応じたきめ細かな指導の充実
  - 子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
  - 補足的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
  - 授業のルール、コミュニケーションの取り方の指導
- (5) 特別活動の充実
  - 係活動や集会活動などの充実
  - 異学年交流活動の充実（児童会活動、クラブ活動、縦割り活動）
- (6) いじめに関する校内研修の実施
  - いじめ問題に対する共通理解
    - ・ いじめの態様、特質、背景・原因、指導上の留意点等
  - いじめに気付く感性や共感性を高める
  - 組織的対応の仕方
  - Q-Uに基づく対応の仕方
- (7) 家庭・地域との連携
  - いじめへの対処方針、指導計画の説明
  - いじめ問題についての啓発（家庭内での話合い）

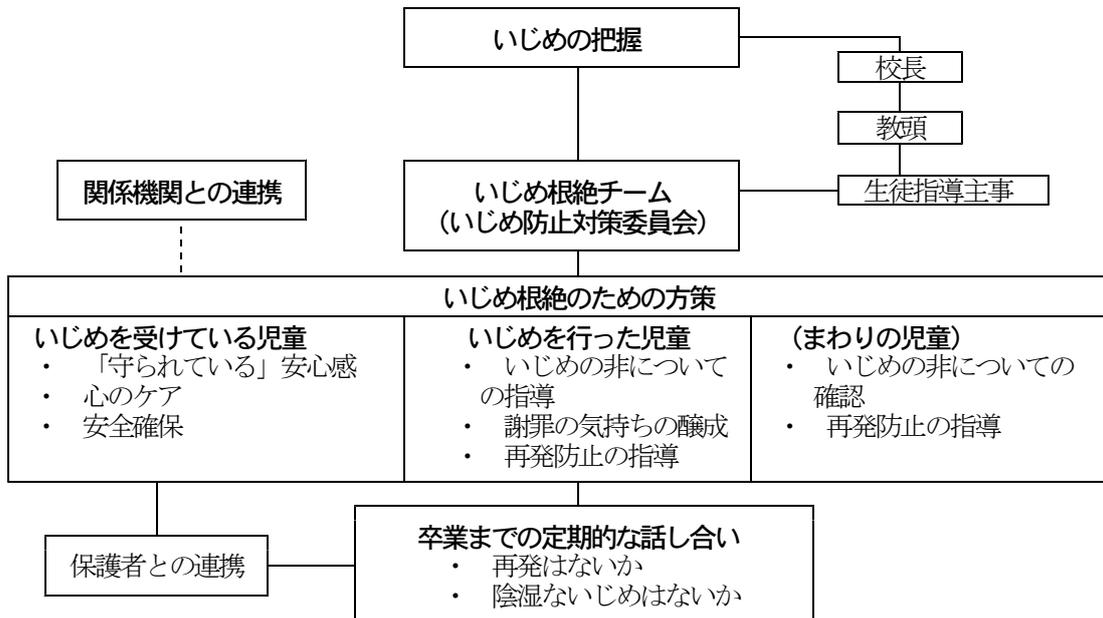
#### 4 対応策

いじめに対する迅速・毅然とした対応  
 ・いじめを二度と行わない子ども、傍観しない子ども  
 ・いじめにあったらすぐに声をあげ相談する子ども

- (1) 早期発見のための措置
- 健康観察、出席状況、体調管理、休み時間の動静等について、児童生徒の様子を細かく観察し、情報を相互に交換し合う。
  - 授業中に限らず、廊下ですれ違ったとき、クラブ活動中、掃除のときなど、気軽に声をかけ、児童生徒とのコミュニケーションを図り、変化の兆しを把握する。
  - 定期的にアンケートを実施したり、強化月間を設けたりして取り組みの充実を図る。
  - アンケートに加え、個人面談や作文・日記などを活用し、児童生徒の心の動きやサインを見逃さないようにする。
- (2) いじめ等の情報に対する誠意ある対応とその解消に向けた迅速・的確な対応
- 速やかな事実調査
  - 「いじめ根絶チーム」による組織的対応
  - 家庭・地域との連携
- (3) いじめの深刻度とその対応
- ① レベル1…学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめと感じる。  
→アンケート調査、個別面談、声かけ、傾聴
  - ② レベル2…元気がない、学習意欲の低下、身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加）、交友関係の変化（孤立）、頻繁にいたづらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）  
→組織的対応：いじめ根絶チーム、事実関係の把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭・地域との連携
  - ③ レベル3…不登校、別室登校、身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）、暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害  
→警察・児童相談所・医療・関係機関との連携、出席停止等の措置
  - ④ レベル4…自殺未遂、自殺  
→スクールカウンセラー等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、子どもたち、教職員、窓口の一本化、マスコミ対応
- ※ レベル2以上：教育委員会への報告（いじめに関する個票の提出）

#### (4) 対応の流れ

- ① いじめの兆候が見え始めたとき



## 5 相談体制の整備

- 安全・安心を支える相談体制  
いじめに対する正しい認識をもつ子ども
  - ・ いじめは人間として絶対に許されない
  - ・ いじめをはやし立てたり、傍観する行為もいじめる行為と同様に許されない
  - ・ いじめを大人に伝えることは正しい行為である

- (1) 子どもの微妙な変化に気付くための子どもと向き合う時間の確保
- (2) 相談しやすい雰囲気づくり
  - 担任、養護教諭、ハートサポート相談員、スクールカウンセラー等
- (3) 定期的なアンケート調査（心の交流カード）教育相談の実施
- (4) 学校内、家庭や地域社会において、いじめに気付いたときの速やかな相談・通報の奨励

## 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) ネット上のいじめ
  - パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。
- (2) 未然防止
  - ① 情報モラルに関する指導（インターネットの特殊性）
    - 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
    - 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
    - 違法情報や有害情報が含まれていること
    - 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
    - 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと
  - ② 保護者との連携・協力
    - 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
    - インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
    - 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること
    - 家庭で、メールを見たときの表情の変化などトラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること

## 7 組織 いじめ根絶チーム（いじめ防止対策委員会）

- いじめ根絶チームを中心に、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応をすすめる。
- 構成： 校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教務主任、担任（スクールカウンセラー、専門的な知識を有する者）
- 活動内容
  - ・ いじめ防止策の立案
  - ・ いじめの状況把握及び分析
  - ・ いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援
  - ・ いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言
  - ・ 関係機関との連携に関すること 等

## 8 いじめの予防・早期発見のための年間スケジュール

月別の取り組み		年間を通した取り組み
4月	支持的風土のある学級経営ビジョンの策定・児童の実態把握・家庭訪問（自宅確認）の実施	① 管理職・養護教諭による校舎内巡視 ② 支持的風土のある学級経営の実践 ③ 花さき山シールの活用による良い行いの励行 ④ 道徳の時間によるいじめ根絶・早期発見に関する実践力の育成 ・道徳の時間の充実 ⑤ 朝の会、帰りの会、全校集会での積極的な生徒指導 ⑥ 全職員による児童に関する情報交換 ・日常の教育活動の中で ・生徒指導協議会、生徒指導部会 ⑦ 授業におけるいじめの予防 ・わかる授業の実施による肯定感・有用感の育成 ・言語活動の重視によるコミュニケーション能力の育成 ⑧ 全職員による異学年交流活動の場における児童の見取り ⑨ 「生活のめあて」の活用 「あいさつ」「協力」「さん・君でよう」等
5月	いじめに関する研修・指導、配慮の必要な児童の共通理解 教育相談（希望者）の実施・共通理解 「心の交流カード」の実施と結果の共通理解	
6月	・QUテストの実施（3・5年）	
7月	長期休業中の指導と「気になる子」への家庭訪問など 個別懇談（全員）の実施・共通理解	
8月	いじめを許さない雰囲気の醸成	
9月	いじめ防止・根絶関係研修会の伝達講習	
10月	継続的な「いじめ根絶」の指導	
11月	「心の交流カード」の実施と結果の共通理解 ・教育相談の実施	
12月	長期休業中の指導と「気になる子」への家庭訪問・学校評価の実施など ・QUテストの実施（3・5年）	
1月	学校評価の考察によるいじめに対する取り組みの反省	
2月	「心の交流カード」の実施と結果の共通理解 ・いじめ防止基本方針の見直し	
3月	長期休業中の指導と「気になる子」への家庭訪問など	